

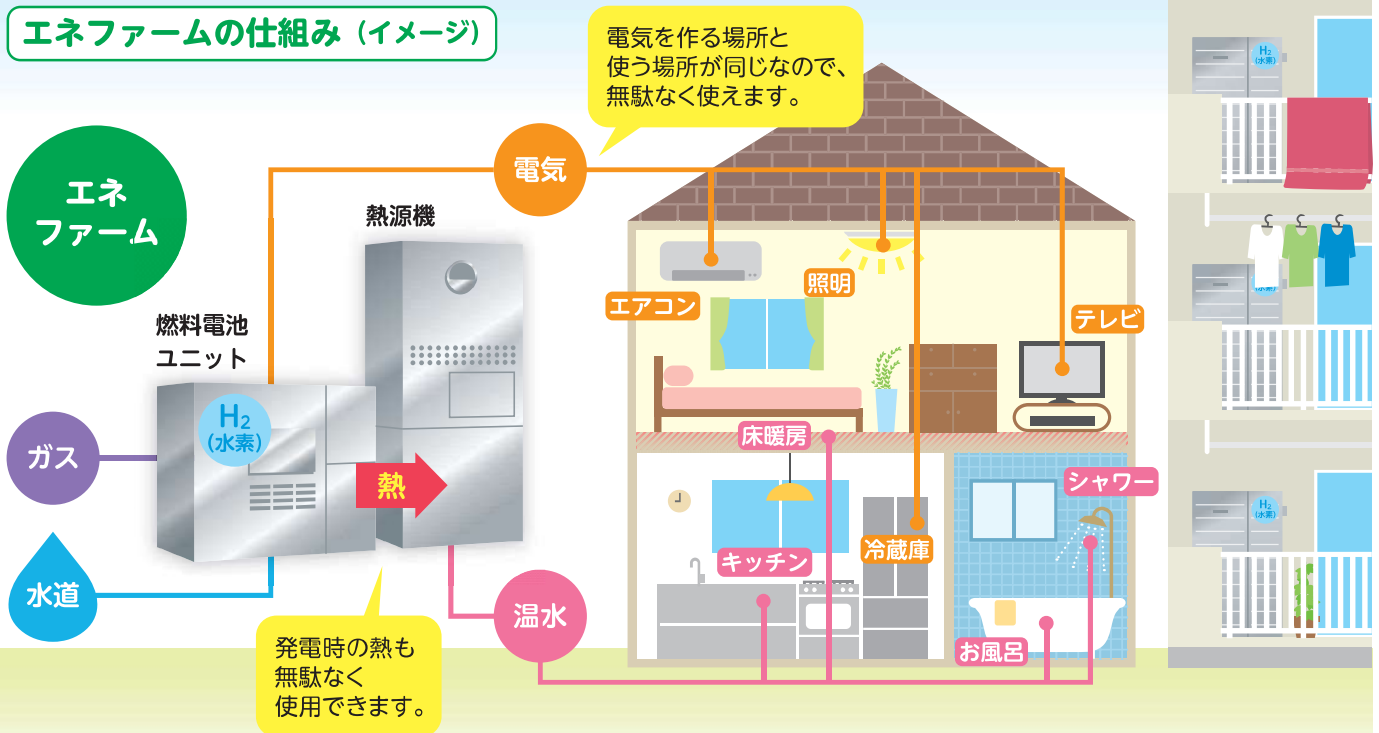
集合住宅にも

戸建住宅にも

エネファームの導入を 東京都が支援します!

東京都は、家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を目的として、戸建住宅や集合住宅への家庭用燃料電池（エネファーム）の設置に対して助成を行っています。

エネファームの仕組み（イメージ）



助成対象機器

家庭用燃料電池（エネファーム）

- 都市ガス等から取り出した水素を空気中の酸素と化学反応させて電気を作り出します。このとき発生する熱でお湯を沸かし、給湯や暖房などにも利用できます。また、ガスの供給があれば停電時にも発電を継続できます。

〈エネファームの種類〉 PEFC：固体高分子形燃料電池を活用する家庭用燃料電池
SOFC：固体酸化物形燃料電池を活用する家庭用燃料電池



公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)



水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）

助成対象者

助成対象機器の所有者、集合住宅の管理組合、住宅供給事業者（国・地方公共団体を除きます。）

助成条件

- ① 都内の住宅に新規に設置された助成対象機器であること。
- ② 助成金の交付を受けたエネファームの所有者は、原則、エネファーム設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用の状況に係る情報について、公社が求めた場合に提供すること。
- ③ 停電時発電継続機能付きであること。

※助成条件に関する詳細は手引き等をご確認ください。

受付期間

※電子申請をご利用いただけます。

PEFCの申請期間等を延長しました！

申請区分	助成対象機器	設置期間	事前申請の受付期間	交付申請（兼設置完了書）の受付期限※3
一般申請	PEFC	令和6年3月31日まで	—	令和6年3月31日まで
	SOFC	令和6年3月31日まで	—	令和6年3月31日まで
事前申請 ※1	PEFC	令和7年9月30日まで	令和5年12月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年9月30日まで
	SOFC	令和7年9月30日まで	令和5年12月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年9月30日まで
特例申請 ※2	PEFC	令和7年9月30日まで	令和6年3月31日まで	令和7年9月30日まで
	SOFC	令和7年9月30日まで	令和6年3月31日まで	令和7年9月30日まで

※1 「事前申請」とは、一般申請（設置後申請）で定める交付申請の受付期限までに一般申請をすることが困難であることが認められる場合の申請をいいます。

※2 「特例申請」とは、住宅供給事業者による申請をいいます。

※3 上記交付申請の受付期限にかかわらず、領収書等に記載された領収日から6か月以内の交付申請が必要です。

★受付期間にかかわらず、予算がなくなり次第終了します。

助成額等

助成対象機器	補助率	上限額※
PEFC		7万円/台（戸建） 12万円/台（集合）
SOFC (700W)	機器費の 5分の1	10万円/台（戸建） 15万円/台（集合）
SOFC (400W)		7万円/台（戸建） 12万円/台（集合）

※上限額は助成対象機器の市場価格等に応じて、毎年度見直されます。

東京都地球温暖化防止活動推進センター （クール・ネット東京）

創エネ支援チーム 水素（家庭部門）担当

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5086

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

詳しくはクール・ネット東京ホームページをご覧ください▶▶▶
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_smart



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。